

都に「脱炭素で原発に頼らない 東京再生可能エネルギー計画」を求める陳情署名

2018年9月20日 提出

東京都議会議員
尾崎 大介 様

〒156-0051
東京都世田谷区宮坂 3-13-13
生活クラブ生活協同組合
理事長 土谷 雅美
Tel. 03-5426-5202

東京都は、脱炭素で原発に頼らない東京再生可能エネルギー計画をつくってください。

2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、東京都民のみならず日本国民に原発の安全性への疑念や放射性物質拡散に対する不安をもたらしました。東日本大震災を契機に、再生可能エネルギーの導入は、安全で安心して使用することができるエネルギーの安定的な確保及び温室効果ガスの排出の抑制を図る上で重要になっています。

しかし、エネルギー基本計画の見直し作業や再開した原子力委員会では、まるであの原発事故がなかったかのように、原子力を推進する議論が盛んです。

柏崎刈羽原発の再稼働に慎重な新潟県は、検証委員会を発足させて、いまだ事故原因が明らかになっていない福島原発事故の検証作業を行なってきました。しかし、原子力規制委員会は、独立性も中立性もかなぐり捨てて、6、7号機の再稼働を許可しました。

柏崎刈羽原発の再稼働を止めるには、電力の最大消費地である東京から、原発に頼らない再生可能エネルギー導入計画をつくることが重要です。このことは、さらに都内のエネルギー自給の向上を図り、地球温暖化対策の推進及び、地域経済の発展することにつながると考えます。

一方、日本も参加して合意された「パリ協定」がインパクトを与えつつあります。例えば、世界的に化石エネルギーへの投資が負債となっています。この流れに日本政府は立ち遅れています。今後、この大きな流れの中で公共施設や建物などのゼロエネルギー化など、脱炭素化社会への転換が不可欠な課題となっていくと考えます。

都は、昨年度「環境基本計画」を改定し、2030年までに再生可能エネルギー導入目標を30%にしました。国においては、原発再稼働の動きがあり、再生可能エネルギー導入には、後ろ向きな姿勢さえ見えます。

都には最大の自治体として、国を動かしていく役割があります。脱炭素で原発に頼らない政策を推進していくために、現行の「環境基本計画」を前倒しにしてすすめ、2030年に東京の再生可能エネルギーの電力利用割合について、50%を目標とするよう提案していきます。

<問い合わせ> 生活クラブ生活協同組合・東京
〒156-0051 東京都世田谷区宮坂 3-13-13
TEL: 03-5426-5202 (役員室) FAX: 03-5426-5203

陳情項目

東京都は、脱炭素で原発に頼らない東京再生可能エネルギー計画をつくってください。

- 1、脱炭素社会をめざし、東京再生可能エネルギー推進を軸としエネルギー政策をすすめてください。
 - ①東京の再生可能エネルギーの電力利用割合について、現行「環境基本計画」の目標値2030年30%を前倒しで実現するよう努力するとともに、2020年のアクションプラン改定時に、「環境基本計画」を改定し、再生可能エネルギーの電力利用割合について、50%を目標値としてください。
 - ②地域の経済循環の視点で、再生可能エネルギー導入を促進する自治体・民間団体への支援を強めてください。
- 2、脱炭素化を軸に、エネルギー効率化が第一となる政策を推進してください。
 - ①事業所の創エネ・省エネ・断熱化が推進されるようにしてください。
 - ②脱炭素に向けた、民間部門・公共部門の創エネ・省エネ・断熱化をすすめてください。

以上

賛同署名欄

氏名	住所
	都道府県 印
	都道府県 印
	都道府県 印
	都道府県 印
	都道府県 印

<呼びかけ団体・代表> 土谷 雅美 (生活クラブ生活協同組合)

<賛同人・団体>

飯田 哲也 (全国ご当地エネルギー協会) 竹村 英明 (市民電力連絡会) 吉原 毅 (城南信用金庫)

<署名の注意点>

- ①自署 (自己の氏名と住所を本人が書き記したもの) が原則です。ただし、自署できない理由がある場合は、記名 (氏名を他人が代わって書いたり、ゴム印や印刷などで記載したもの) でも結構ですが、押印が必要になります。(住所は「東京都」など都道府県から書き、上の欄と同じ場合「//」とせずにお書きください)
- ②国籍・年齢制限や東京都内に住所を有するといった制約はありません。
- ③個人情報事務局で適切に管理し、署名提出以外の目的では使用しません。